

健康ポイント付与事業実施要項

公立学校共済組合青森支部

1 趣 旨

健康づくり事業への参加、疾病予防・健康づくりへの取組み、及び健診結果等に応じて組合員へ健康ポイント（物品等と交換できるポイント）を付与し、個人の予防・健康づくりを促進する。

2 対 象

組合員及び被扶養者

3 事業内容

(株)ベネフィット・ワンが提供する健康ポイントサービスを利用して実施する。

※ 健康ポイント事業は、公立学校共済組合本部が契約する福利厚生関連サービスの業務委託に付帯しているものである。

(1) 健康ポイント付与基準

別紙により健康ポイントを付与する。

なお、当該年度の健診結果に応じた健康ポイントの付与は下記①及び②のいずれかの健診結果の登録により判定するものとする。

- ① 当共済組合の宿泊ドック、一日ドック及びヤングヘルスチェックの健診結果
- ② 事業主による定期健康診断の健診結果

結果の写しの提出は原則として必要ありません。ただし、当共済組合のシステムに登録できないデータはポイント付与の対象外となりますのでご了承ください。

(2) 健康ポイント付与対象者

組合員本人に付与する。

※ 被扶養者の獲得した健康ポイントは組合員本人にポイントを付与する。

(3) 健康ポイントの交換

貯まったポイントは、原則として500ポイント以上から商品と交換できるものとし、Webサイト上で手続きする。

(4) 健康ポイントの有効期限

ポイントの付与日から**3年間**とする。**ただし、組合員資格を喪失した者については、喪失した月の月末から1年間とする。**

4 利用方法

(株)ベネフィット・ワンが提供するWebサイトにアクセスし、利用登録を行ったうえで、サービスの提供を受けるものとする。

URL <https://hlpt.benefit-one.inc/>

QRコード



5 個人情報の保護

個人情報保護法等の関連法令及び公立学校共済組合個人情報保護方針等を遵守し実施するものとする。

6 運用開始日

令和4年12月1日からとする。